

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年12月1日（平成29年（行情）諮問第466号）

答申日：平成30年8月6日（平成30年度（行情）答申第212号）

事件名：契約関係綴（平成26年度）（福岡労働局保有）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「競争入札，随意契約に関する文書等（平成26年度分）」の一部「契約関係綴（平成26年度）」の一部」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，審査請求人が理由の提示に違法があるとしていることに対し，諮問庁が理由の提示に違法はないとしていることは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年9月1日付け福岡労開第41-1-1号その3により福岡労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

決定通知書に「平成26年度の一部」を開示決定したと記載があるが，どの範囲に対して決定が行われたのか不明である。範囲不明であると，文書の特定漏れ等が発生した際等に指摘ができない。また行政文書の名称や具体的にどこがどのような理由で不開示となっているのか等が決定通知書から判断ができない。平成25年度（行情）答申第64号には「特定された具体的な行政文書名及び文書の数量を明らかにしないまま行った原処分では，処分庁がどのような行政文書のどの部分をどのような根拠をもって不開示としたかが開示請求者に明らかとならず，理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず，法9条1項及び2項の趣旨並びに行政手続法8条に照らして違法であり，取り消すべきである。」とあるが，福岡労開第41-1-1号その3の決定についても法9条1項及び2項の趣旨並びに行政手続法8条に照らして違法であり，取り消すべき

であると考えられる。

(2) 意見書

決定通知書の開示する行政文書の名称欄に「競争入札，随意契約に関する文書等（平成26年度分）の一部として，契約関係綴（平成26年度）の一部 *残りについては，準備ができ次第，随時，開示します」とあります。どの範囲に対して開示決定が行われたのか不明です。決裁文書のみを開示請求（平成29年7月15日補正）しているにもかかわらず，名称欄に「契約関係綴」と記載されている理由もわかりません。平成25年度（行情）答申第64号には「特定された具体的な行政文書名及び文書の数量を明らかにしないまま行った原処分では，処分庁がどのような行政文書のどの部分をどのような根拠をもって不開示としたかが開示請求者に明らかとならず，理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず，法9条1項及び2項の趣旨並びに行政手続法8条に照らして違法であり，取り消すべきである。」とありますが，福岡労開第41-1-1号その3の決定についても法9条1項及び2項の趣旨並びに行政手続法8条に照らして違法であり，取り消すべきであると考えられます。厚生労働省（地方支分部局含む）からの決定通知書においては，開示の範囲（部署や年度など）が不明のものや，開示する行政文書名称等が不明，もしくはあまりに漠然としているものが多く，決定通知書の記載方法について周知や啓発等を行っていただきたいです。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下，第3において「請求者」という。）は，平成29年3月20日付けで，処分庁に対して，法3条の規定に基づき，行政文書開示請求書のとおり開示請求を行った。
- (2) これに対して，処分庁は，当該開示請求に係る対象行政文書が著しく大量であるため，法11条（開示決定等の期限の特例）の規定を適用することとし，同年4月24日付けで，その旨請求者に対して通知を行い，当該開示請求に係る行政文書の開示決定等を平成30年3月31日までに行うこととした。
- (3) 処分庁が，行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」の欄に列記する文書のうち「競争入札，随意契約に関する文書等（平成26，27年度分）」について，「契約関係綴（平成26年度）」を開示請求対象行政文書の一部として特定し，これを複数回に分けて，順次，開示決定を行っていたところ，請求者は，平成29年9月1日付け福岡労開第41-1-1号その3による部分開示決定（原処分）について，これを不服とし，同月4日付け（同月5日受付）で本件審査請求を提起したものである。

なお、原処分については、請求者より行政文書の開示の実施方法等申出書は提出されておらず、開示請求対象行政文書の開示の実施は行われていない。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきである。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

処分庁は、本件開示請求の趣旨が必ずしも明確でなく、また、対象となる行政文書の範囲が広範であり、請求する行政文書を特定できなかったため、平成29年4月17日付けで補正を行った上、国の行う事業、物品購入、庁舎管理に係る保守等の契約締結及び経費の支出に係る決裁並びに関連文書を綴った行政文書ファイルとして「契約関係綴（平成24年度）」、「契約関係綴（平成25年度）」、「契約関係綴（平成26年度）」、「契約関係綴（平成27年度）」、「物品管理計画書綴（平成26年度）」及び「物品管理計画書綴（平成27年度）」を本件対象行政文書として特定した。

(2) 本件行政文書開示決定通知書における「不開示とした部分とその理由」に係る記載の妥当性について

本件審査請求に係る開示決定通知書において、処分庁は、行政手続法（平成5年法律第88号）8条の定めるところにより、不開示とした部分とその理由について、以下のとおり記載している。

ア 対象となる文書には、業者の事業主、役員等の住所、生年月日等の個人に関する情報が含まれており、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、当該情報に係る部分を不開示とした。

イ 落札者以外の業者に係る業者名については、法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、法5条2号イに該当することから、不開示とした。

ウ 国のシステム等に関する情報が記載されており、これらは開示することによりシステムへの侵入などの公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であり、同条4号に該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。

エ 予定価格に関する文書については、契約に係る事務に関し、国としての地位を不当に害するおそれ（予定価格の積算にかかわる部分を開示することで、今後の予定価格の推算が可能となり、当該予定価格を情報漏えい等したに等しく、且つ、競争する上での公平性が大

いに損なわれる等の問題が懸念される)のある情報が含まれており、法5条6号ロに該当することから、予定価格自体は開示するが、予定価格の積算根拠及び予定価格の積算基礎となっている内訳部分については不開示とした。

一般に、それぞれの不開示部分がいずれの不開示理由に該当するかについて明確にすることは、対象行政文書の種類や不開示箇所の多寡等によって自ずと限界があるところ、原処分における開示請求対象行政文書は約1,000枚にも及んでおり、その不開示箇所全てに対し、その不開示情報該当性について具体的に記述することは困難である。

処分庁においては、行政手続法8条の趣旨に照らし、上記アないしエにより、開示した文書の種類、性質及び開示した箇所等により、不開示部分が当該文書のどこを指し、いずれの不開示理由に該当するかについて、一般に知りうる程度の記載を行っているところであり、本件行政文書開示決定通知書における「不開示とした部分とその理由」に係る記載は妥当である。

4 請求者の主張について

請求者は、審査請求書において、「平成26年度の一部」を開示決定したと記載があるが、どの範囲に対して決定が行われたのか不明である。範囲不明であると、文書の特定漏れ等が発生した際等に指摘ができない。」と主張しているが、上記1(2)で述べたとおり、本件審査請求が提起されたのは、法11条の規定により通知した開示決定期限内であって、順次開示決定を行っている過程であり、請求者の主張は失当である。

さらに、請求者は審査請求書において、「具体的にどこがどのような理由で不開示となっているか等が決定通知書から判断できない」と主張しているが、原処分において特定した行政文書は、上記3(1)で述べたとおりであり、不開示とした部分とその理由の記載の妥当性については、上記3(3)で述べたとおりである。

なお、原処分については、上記1(3)で述べたとおり、行政文書の部分開示決定は行ったものの、開示の実施は行われていないところであり、請求者の主張は失当である。

5 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月12日 審議

- ④ 同月 22 日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成 30 年 5 月 9 日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年 8 月 2 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「競争入札，随意契約に関する文書等（平成 26，27 年度分）」の開示を求めるものであるところ，処分庁は，法 11 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上，本件においては，「競争入札，随意契約に関する文書等（平成 26 年度分）」の 3 回目の開示決定として「「契約関係綴（平成 26 年度）」の一部」（本件対象文書）について，その一部を法 5 条 1 号，2 号イ，4 号及び 6 号ロに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は，①開示決定通知書に平成 26 年度の一部を開示決定したとの記載があるが，どの範囲に対して決定が行われたのか不明であること，②行政文書の名称や具体的にどこがどのような理由で不開示となっているのか等が判断できないことから，法 9 条 1 項及び 2 項の趣旨並びに行政手続法 8 条に照らして違法であるとして原処分の取消しを求めている。

これに対して，諮問庁は，理由の提示に違法はなく，原処分を維持することが妥当としていることから，本件対象文書を見分した結果を踏まえ，以下，原処分における理由の提示の妥当性について検討する。

2 理由の提示の妥当性について

(1) 「開示する行政文書の名称」欄の記載について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，原処分における補正及び関連処分の経緯は，以下のとおりであった。

(ア) 処分庁は，平成 29 年 4 月 17 日付け文書により，「平成 26，27 年度分」とは，事業を実施した年度なのか行政決裁を起案した年度なのか回答するよう補正を求めた。

その際，競争入札，随意契約に関する文書の対象となる行政文書ファイルは 3 種類（契約関係綴，物品管理簿，物品管理計画書綴）となること，当該ファイルの 1 年度分は，約 1,000 枚のファイル 30 冊以上となり，開示実施手数料は少なくとも 50 万円以上となる旨も伝えている。

(イ) 審査請求人は，平成 29 年 4 月 20 日付け文書により，「平成 26，27 年度分」とは，事業を実施した年度及び行政決裁を起案した年度であり，決裁（原議）文書に限定する旨回答した。

(ウ) 処分庁は，平成 29 年 4 月 24 日付けで，法 11 条の規定を適用し，同年 5 月 25 日までに相当の部分について開示決定等を行い，残りの行政文書については，平成 30 年 3 月 31 日までに開示決定

等を行う旨通知した。

(エ) 処分庁は、平成29年5月25日付けで、「競争入札、随意契約に関する文書等（平成26年度分）」の一部として、「契約関係綴（平成26年度）」の一部（A4判文書1, 066枚）を開示決定（初回）した。

(オ) 処分庁は、平成29年6月6日付け文書により、開示請求手数料が不足しているため、納付するよう求めた。

その際、上記（イ）の審査請求人からの「平成26, 27年度分」とは、事業を実施した年度及び行政決裁を起案した年度であり、決裁（原議）文書に限定する旨の回答を踏まえ、本件開示請求に対応する行政文書ファイルとして、上記（ア）で示した行政文書ファイルから物品管理簿を除いた契約関係綴（平成24年度ないし28年度）及び物品管理計画書綴（平成26年度及び27年度）が該当する旨示している。

(カ) 審査請求人は、平成29年7月13日付け文書により、開示請求の内容を1つの決裁文書につき先頭頁から20頁までを請求すると補正（限定）する旨連絡した。

(キ) 処分庁は、平成29年7月14日付けで、「競争入札、随意契約に関する文書等（平成26年度分）」の一部として、「契約関係綴（平成26年度）」の一部（A4判文書2, 617枚, A3判文書8枚）を開示決定（2回目）した。

(ク) 処分庁は、平成29年8月23日付け文書により、上記（キ）の決定に係る対象文書を先頭から20頁で再計算したところ、A4判文書1, 106枚, A3判文書6枚になる旨を連絡した。

(ケ) 審査請求人は、平成29年8月27日付け文書により、上記（キ）の決定に対して、どの範囲について開示決定を行ったかの記載がなく、行政手続法上違法であるため訂正してほしい旨を連絡した。

(コ) 処分庁は、平成29年9月1日付けで、「競争入札、随意契約に関する文書等（平成26年度分）」の一部として、「契約関係綴（平成26年度）」の一部（A4判文書998枚, A3判文書1枚）を開示決定（3回目）（原処分）した。

(サ) なお、審査請求人は、原処分に対して、開示実施の手続を行っていないことから、開示決定された文書の現物を確認していない。

イ 当審査会において、諮問庁から上記アに係る文書の提出を受け、確認したところ、処分庁は、上記ア（ア）のとおり、審査請求人に対して補正を求め、上記ア（イ）の審査請求人からの回答を受け、上記ア（エ）のとおり、1回目の開示決定を行い、上記ア（オ）のとおり、開示請求手数料の納付依頼に併せて、本件開示請求に対応す

る行政文書ファイルの全体像を示した上で、引き続き開示決定を行っていることが認められる。

上記のとおり、処分庁は、原処分に至る審査請求人とのやり取りの中で、本件開示請求に対応する行政文書ファイルは、「契約関係綴（平成24年度ないし28年度）及び物品管理計画書綴（平成26年度及び27年度）」である旨示した上で開示決定を行っており、また、法11条の規定により通知した開示決定等の期限内に順次開示決定を行っていることを踏まえると、原処分における開示決定通知書の「開示する行政文書の名称」欄の「「契約関係綴（平成26年度）」の一部」という記載は、必ずしも適切な行政文書の名称であるとはいえないものの、どの範囲に対して決定が行われたのか不明であるとの審査請求人の主張を認めることはできない。

(2) 「不開示とした部分とその理由」欄の記載について

ア 原処分について

原処分における開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」欄には、以下のとおり記載されている。

「対象となる文書には、業者の事業主、役員等の住所、生年月日等の個人に関する情報が含まれており、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、当該情報に係る部分を不開示とした。

また、落札者以外の業者に係る業者名については、法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、法5条2号イに該当することから、不開示とした。

なお、当該行政文書には、国の電子システム等に関する情報が記載されており、これらは開示することにより、システムへの侵入などの公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であり、同条4号に該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。

さらに、予定価格に関する文書については、契約に係る事務に関し、国としての地位を不当に害するおそれ（予定価格の積算にかかわる部分を開示することで、今後の予定価格の推算が可能となり、当該予定価格を情報漏えいしたに等しく、且つ、競争する上での公平性が大いに損なわれる等の問題が懸念される）のある情報が含まれており、法5条6号ロに該当することから、予定価格自体は開示するが、予定価格の積算根拠及び予定価格の積算基礎となっている内訳部分については不開示とした。」

イ 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、理由の提

示の妥当性について、おおむね以下のとおり説明する。

一般に、それぞれの不開示部分がいずれの不開示理由に該当するかについて明確にすることは、対象行政文書の種類や不開示箇所の多寡等によって自ずと限界があるところ、原処分における開示請求対象行政文書は約1,000枚にも及んでおり、その不開示箇所全てに対し、その不開示情報該当性について具体的に記述することは困難である。

処分庁においては、行政手続法8条の趣旨に照らし、開示した文書の種類、性質及び開示した箇所等により、不開示部分が当該文書のどこを指し、いずれの不開示理由に該当するかについて、一般に知りうる程度の記載を行っているところであり、本件行政文書開示決定通知書における「不開示とした部分とその理由」に係る記載は妥当である。

ウ 開示請求に係る行政文書の一部又は全部を開示しないときには、法9条1項及び2項に基づき、当該決定をした旨の通知をしなければならず、この通知を行う際には、行政手続法8条に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。かかる趣旨に照らせば、この通知に提示すべき理由としては、開示請求者において、不開示とされた箇所が法5条各号の不開示事由のいずれに該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。

エ そこで、原処分における理由の提示の妥当性について検討すると、原処分における開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」欄には、上記アのとおり記載されており、個別の決裁文書ごとにどの部分が法5条各号に該当するかについては記載されていないものの、同条各号に該当する部分が具体的に明示され、その対応関係も明確であると認められ、不開示事由についても、各不開示条項の規定をそのまま引用しているのではなく、当該不開示事由に該当すると判断した理由が具体的に示されていると認められる。

また、当審査会において、本件対象文書を見分したところ、原処分において開示されている標題、項目名等から、不開示部分に記載されている情報が、個人に関する情報、法人に関する情報、予定価格に関する情報等であることは明らか又は推認できるものと認められる。

(3) したがって、原処分における理由の提示が違法であるとは認められず、審査請求人の主張は採用できない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号口に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が理由の提示に違法があるとしていることに対し、諮問庁が理由の提示に違法はないとしていることは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子